

一六 政府統一見解・政府見解

(二口メモ)

一 政府統一見解、政府見解については、これを定義付けたものではなく、明確な定義が存在しているわけではないが、一般的には、国会において、各大臣の間で答弁に統一性を欠くと指摘された場合に、政府の見解の統一を図るため、又は国会の質疑において紛糾した場合等に、政府の見解を明確にするため作成され、国会の当該委員会において関係大臣から述べられるものを指して呼ばれているものと考えられる。

二 政府統一見解と政府見解の用語は必ずしも明確に区別をして用いられているものではない。強いていえば、政府の見解の統一を図るために出されるものを政府統一見解、国会の質疑において紛糾した場合等に政府の見解を明確にするため出されるものを政府見解として用いることがあり得るということであろう。

三 政府統一見解、政府見解のいずれも、法令、規則等によって制度化されているものではなく、作成される過程からして重要問題についての政府の見解として事実上重みがあるとは考えられるが、形式的には国会における政府の答弁ないし発言の態様である。

したがって、法的拘束力があるものではなく、これを撤回し、又は変更するかどうかは、政府の権限の範囲内でその政治的責任において判断されるべきものである。

なお、政府統一見解等の作成に際し、閣議決定を伴っている場合には、その撤回、変更については新たな閣議決定を必要としよう。

(参考)

政府統一見解等の例

一 政府が「政府統一見解」と明示した例

一六

政府統一見解・政府見解

- (1) 武器輸出(衆・予算委 昭五一・二・二七)
 - (2) 閣僚の私人としての靖国参拝(参・内閣委 昭五三・一〇・一七)
 - (3) 北朝鮮は潜在的脅威か(衆・内閣委 昭五五・一〇・二八)
 - (4) 防衛施設庁の広報活動(参・予算委 昭六一・三・一八)
 - (5) 自衛隊違憲発言(衆・予算委 平五・一〇・六)
 - (6) 自衛隊違憲発言と憲法第六六条第三項(参・予算委 平五・一〇・八)
 - (7) 連立政権樹立のための確認事項(衆・予算委 平六・五・二五)
- 二 明示されていないが経緯から「政府統一見解」ともみられる例
- (1) 公務員の告発義務(衆・予算委 昭五五・三・七)
 - (2) シーレーン防衛(参・予算委 昭五九・四・一〇)
 - (3) 大型間接税(衆・予算委 昭六〇・二・二〇)
 - (4) 日米防衛協力指針(参・予算委 昭六二・五・一九)
- 三 質問者が「政府統一見解」と称した例
- (1) 憲法改正(衆・予算委 昭五五・一〇・九)
 - (2) シベリアンコントロール(衆・予算委 昭六〇・二・四)
 - (3) 国鉄共済(衆・連合 昭六〇・一一・二八)

(国会答弁例)

衆・予算委 昭六三・一一・二二二
 〔竹下内閣総理大臣・味村内閣法制局長官 答弁〕

○池田(克)委員 私がお伺いしているのは、この中曾根見解は政府統一見解ですかということなんです。どうでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる政府統一見解というものにも定義がございませんで、そこで、一応統一見解を示せ、こう国会などで言われて、それで政府側が作業をして、それを政府統一見解を申し上げますと言つて読んだものは、これはまさに政府統一見解だ。あの場合も同じなんです。同じでございしますが、政府統一見解という定義が必ずしもございせんから、政府統一見解であれ、答弁の場をかりて答えたことであれ、同じように重いものでございませんで、こう答えておるわけでございませんで、政府統一見解の方が重くて答弁が軽いかかそういう考えは全くございませんで、ただ、政府統一見解という定義を探すと、これもなかなか法律に論拠するところもございませんで、どっちであろうと大変重いものです、こういうことで整理させていただきます。いただいたわけでございます。

○池田(克)委員 政府統一見解というのはだれが決めるのです、決めますとすれば。

○竹下内閣総理大臣 これは法制局長官にお聞きするのがいいかなと思いましたが、ちょっとそういう法制上の権威づけというものでも必ずしもございませんで、やはり質問に対して食い違い等が生じた場合に、お互いが相談してお答えするものを、それが政府統一見解であると受けとめられるのも結構でございませんで、ただ、定義そのものはないじゃないかなと思っております。どういう形であれ重いものであるというふうに理解しておるところでございませんで。

○池田(克)委員 法制局長官、何かございませんでか。

○味村政府委員 政府統一見解というこの言葉は法律の中にはございませんので、私の方から申し上げますといささか越権ということになるわけでございます。それで、従前、政府統一見解として国会でそういうふうにお取り扱いになっているという実績がおりになるわけでございますが、この場合にいろんなお考えの方があられるように思うのでございます。

それで、ただいま総理がおっしゃいましたように、政府として、これは政府統一見解である、こういうふうの前に置きをされて述べられた答弁というのは、これはいろいろございませぬ。これが政府統一見解であることは否定はできないわけでございます。しかしながら、そうではなくて、国会の場でいろいろ議事が紛糾いたしましたして政府の統一見解を示せということ、そこで政府側が、関係閣僚がお集まりになりまして、それで見解をつくりまして、その上でどなたかの閣僚が御答弁申し上げる、時には総理が御答弁申し上げるといふ場合、これを政府統一見解と受け取られる向きもございませぬし、そういうふうなお取り扱いとして暗黙裏にと申しますか、そういうふうにお取り扱いなされる場合もあるということでございます。はっきりしたものは、ただいま申し上げましたように、政府側が政府統一見解として述べたというものは国会の先生方のお考えによるものであろうかと存じます。

○池田(克)委員 法制ではないのですよね。やはり、国会の今までのいろいろな歴史の中でできたものです。

国会にお詳しい総理、どうですか。総理大臣がかまない統一見解というのはないですね。必ず総理大臣が関与していらっしゃると思いますね。ですから、統一見解ということは、やはり一つの、そのときの状況に応じていろいろあるでしょうけれども、はっきりとその御本人が統一見解とおっしゃっていただければ統一見解になるんじゃないでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 それは、法律の中に政府統一見解とは法第三条第何項によりなんというのではないわけ



でございますが、そういうふうにおとりになるというのは、私はそれなりに結構じゃないかと思っております。ただ、行政府によりますと窮屈になりまして、もし何か法律にないようなことを法律があるような話をして後の世にまたとっちめられたら大変だというような警戒心も多少働いてございましょうが、言葉を選び過ぎますので、厳密な意味における政府統一見解というのは法制的には確かにないと思います。したがって、私も心の中で整理をして、それでは政府の統一した見解を申し述べますと言って読んだものであろうと、総理大臣が答弁の形で言ったものであろうと、同じように重い重いものでございましてというのが一番正直なお答えなのかな、こう思っております。